

新たな公共交通システム（鴨川市予約制乗合タクシー） の運営方法について

1 委託方式

（１）運営主体

まちづくりの各種施策との連携を図るとともに、地域の実情やニーズに合わせた地域公共交通を実現し、地域住民との協働による取組みを推進するため、運営主体は鴨川市とする。

（２）運行事業者

委託する運行事業者は、一般乗合旅客自動車運送事業を行っている者又は同事業の許可を取得する見込がある者とする。

（３）運行事業者の選定方法

予約制乗合タクシーの運行を委託する運行事業者の選定方法は、安全性や利用者の利便性など多角的な観点から選定する。

2 実施体制

予約制乗合タクシーをはじめとする地域の公共交通に関し、「行政」や「運行事業者」とともに持続可能な交通システムの実現を目指すためには、地域の現状や課題を良く知る「地域住民」が積極的に関与し、取り組んでいくことが重要である。三者がとともにその実現に向けた検討、協力を行う組織として、自治会代表者などで構成された地域協議会を設立することとする。

予約制乗合タクシー等を支える「地域住民」、「交通事業者」、「行政」の三者がそれぞれの役割を認識し、協働による運行を実現することにより、地域のニーズに合致した利用しやすい公共交通の運行を目指す。

■長狭地域・実施体制

